

1 共通事項

- (1) 安全管理者（安全衛生推進者）、作業主任者にその職務を確実に実行させること
- (2) 安全衛生教育の実施等
 - ア 特別教育の実施を必要とする危険又は有害業務に従事させる労働者に特別教育を確実に実施すること。
 - イ 作業手順書、作業マニュアル等を作成・整備し、当該作業手順どおりに作業が行われるよう徹底すること。
 - ウ 雇入れ時及び作業内容変更時並びに新規入場者に安全衛生教育を確実に実施すること。
- (3) 指差し呼称や共同作業時の合図による確認作業を行うこと。
- (4) クレーン等資格を必要とする業務について有資格者を確実に配置することにより無資格者が就業することのないよう徹底すること。

2 死亡労働災害の状況を踏まえた労働災害防止対策等

- (1) 高所作業における墜落・転落防止措置の確実な実施、墜落制止用器具の適切な使用を徹底すること。
- (2) 交通誘導に従事する労働者の交通事故防止対策を講じること。
- (3) 車両系建設機械等の運転中における転倒及び転落防止対策、周辺の労働者との接触防止対策等車両系建設機械等の安全対策を徹底すること。
- (4) 貨物自動車の荷台又は荷の上での作業において墜落・転落防止対策を講じること。
- (5) 作業内容に応じた適正な服装、保護帽、墜落制止用器具等を選択し使用させること。
- (6) 機械・設備・玉掛用具等の定期点検、日常点検を確実に実施すること。